【令和５年度実施予定】審議会以外の市民参加事業一覧表

番号	課名	事業名	事業概要	市民参加を求める理由	参加方法	選択理由	市民参加の内容
1	企画財政課	市長タウンミーティング	市長から市政を報告し、それに対する市民からの意見に回答することで、今後の市政運営に反映させる	市政全般についての意見について、広く市民から意見を求めるため	1　政策提案 2　公聴会	市長の「現地現場主義」の理念のもと、市民と市長が市政に関して直接意見を行い、今後の市政運営に役立てるため	市長より市政について参加者へ説明後、参加者と市長とが意見交換を行う。 また、時間の都合等で発言できなかった方々に対しては、文書でご意見をいただき、後日回答する
2	営繕課	海老名市公共施設再編（適正化）計画改定事業	海老名市公共施設再編（適正化）計画（平成29年３月策定）	左記改定計画についての趣旨、目的、内容等の案を公表し、この案に対して市民が意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する行政の考え方や結果を公表するため	パブリックコメント	市民の意見提出の機会を広く設けるため	改定計画についての趣旨、目的、内容等の案を公表し、この案に対して市民が意見を提出する機会を広く設けるため、パブリックコメントを実施する
3	地域包括ケア推進課	海老名市高齢者保健福祉計画策定員委員会	第９期高齢者保健福祉計画を策定する	第９期高齢者保健福祉計画を策定するに際し、広く市民の意見を聴取するため	パブリックコメント	広く意見を聴取するため	第９期高齢者保健福祉計画を策定するに際し、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施
4	こども育成課	海老名市子ども・子育て会議	令和７年度から始まる次期「海老名市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、計画の基礎となるニーズ調査を実施する	事業計画における基礎資料となるため	その他 （子育て世帯へのアンケート調査）	子育てに関する生活実態や要望を多くの意見を求める必要があるため	子育て世帯へ子育てに関する生活実態や要望をアンケート形式で調査する
5	住宅まちづくり課	特定空家等判断基準策定	空家法では、周辺住民等へ悪影響を与える特定空家等に対して助言・指導から行政代執行までの法的措置が規定されている。 特定空家等への対策を促進していくためにも、特定空家等の認定に関する判断基準を策定する	増加傾向である市内の空家等への対策の一環として、空家法に基づく特定空家等の判断に関する基準を策定したいことから、市民参加条例第７条第1項第１号の規定によりパブリックコメントを実施し、広く意見を求めたいため	パブリックコメント	判断基準案を広く公表し、市民の意見を求めるため	「特定空家等の判断基準」の案をホームページ及び窓口等で公表し、意見を求める
6	住宅まちづくり課	住宅マスタープラン改定	マンション管理適正化法に基づくマンション管理適正化推進計画に関して、既存の住宅マスタープランを改定し、当該計画の内容を盛り込むことを予定している	市内で増加傾向である分譲マンションに関して、老朽化などの問題も想定され、適切な管理を推進していく必要がある。そのような中、改定内容では分譲マンションの維持管理に関する市の方針などについても記載をしていく予定であることから、市民参加条例第７条第1項第１号の規定によりパブリックコメントを実施し、広く意見を求めたいため	パブリックコメント	計画の改定案を広く公表し、市民の意見を求めるため	「海老名市住宅マスタープラン」の改定案をホームページ及び窓口等で公表し、意見を求める
7	都市施設公園課	（仮称）大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託	（仮称）大谷・杉久保地区公園整備の基本構想・基本計画に関する事項を定めるもの	策定する「（仮称）大谷・杉久保地区公園整備基本構想・基本計画」について、市民からの意見を広く募集するもの	1　パブリックコメント 2　その他（市民アンケート）	1　パブリックコメント 基本計画の意見募集 2　市民アンケート 地域や利用者ニーズの把握	1　パブリックコメント 策定した基本計画において、市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施 2　市民アンケート 新規公園整備の基本構想において、整備方針の検討のため、地域や利用者ニーズの把握のための市民アンケート調査実施
8	下水道課	海老名市公共下水道事業経営戦略改定	海老名市公共下水道事業経営戦略（令和元年度から令和10年度）策定から５年が経過することから実情に合わせた見直しを行い、令和６年度から令和15年度まで（１０年間）を計画期間とした経営戦略の改定を行うもの	海老名市市民参加条例第７条第１項の基本的な計画の策定に該当するため	パブリックコメント	計画（案）に対して広く意見を公募したいため	事前に経営戦略（案）を提示し、広く意見を募り、その意見を考慮することにより、公正さの確保と透明性の向上を図る